

派遣従業員の同一労働同一賃金に関する協定

株式会社 I H I ビジネスサポート相生支店派遣開発グループと従業員代表 山下 武志は、派遣従業員の同一労働同一賃金に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣従業員の範囲)

- 第1条 本協定は、派遣先で「会計事務の職業、生産関連事務の職業、営業・販売関連事務の職業、機械整備・修理工、製品検査工（金属製品）、自然科学系研究者、輸送用機器開発技術者、機械製造技術者、建築施工管理技術者、土木技術者、他に分類されない技術の職業、人事事務員、一般事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産現場事務員、鉄工・製缶工、めっき工・金属研磨工、金属溶接・溶断工、その他の製品製造・加工処理工、はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工、その他の乗用車運転の職業、梱包作業員、ビル・建物清掃員」の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。
- 2 対象従業員については、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐため、本労使協定の対象とする。
 - 3 株式会社 I H I ビジネスサポートは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

- 第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。
- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省）の「中分類は、038会計事務の職業、039生産関連事務の職業、040営業・販売関連事務の職業、075機械整備・修理工、076製品検査工（金属製品）、小分類は、004-01自然科学系研究者、006-05輸送用機器開発技術者、007-04機械製造技術者、008-02建築施工管理技術者、008-06土木技術者、011-99他に分類されない技術の職業、033-02人事事務員、034-01一般事務員、034-03受付・案内事務員、038-03経理事務員、039-01生産現場事務員、071-08鉄工・製缶工、071-11めっき工・金属研磨工、071-13金属溶接・溶断工、071-99その他の製品製造・加工処理工、075-01はん用・生産用・業務用機械器具整備・

修理工，085-99その他の乗用車運転の職業，095-04梱包作業員，096-01ビル・建物清掃員の職種」を引用，その理由は携わる業務内容が特定される職種は小分類による。

(2) 通勤手当については，基本給及び賞与とは分離し，第6条のとおりとする。

(3) 地域調整については，通達に定める「地域指数」の「兵庫：龍野」により調整

第4条 対象従業員の基本給は，次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 会社は，第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果，同じ職務の内容であったとしても，その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には，基本給額の1～3%の範囲で昇給する。

また，より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には，その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当，深夜・休日労働手当は，有期雇用型派遣者就業規程第28条および無期雇用型派遣者就業規程第27条に準じて，法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は，通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は別表1により「退職給付等の費用の割合」として「職業基本業務統計」に「退職給付等の費用の割合」として1.05を乗じた値とする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 基本給の支給は，第4条2項に基づき評価をし，有期雇用型派遣者就業規定第35条および無期雇用型派遣者就業規定第34条を準用する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く），福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし，有期雇用型派遣者就業規定第39条・第40条および無期雇用型派遣者就業規定第38条・第39条・第40条を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については，労働者派遣法に基づき別途定める「IHIビジネスサポート派遣労働者のキャリア形成にむけたマニュアル」にしたがって，着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は2025年4月1日より2027年3月31日までとする。

2025年3月31日

株式会社 I H I ビジネスサポート
相生支店 支店長
渡邊 昌弘



株式会社 I H I ビジネスサポート
相生支店従業員代表
山下 武志



【038会計事務の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	会計事務の職業 ※1	職業安定業務統計	1,215	1,409	1,510	1,543	1,616	1,815	2,178
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,202	1,394	1,493	1,526	1,598	1,795	2,154
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,262	1,463	1,568	1,603	1,678	1,885	2,262

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【038会計事務の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級会計事務員（統括責任者として、主に現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の記帳、決算書類の作成などの仕事に従事し、技術指導なども行う）	1,890～		1,885	10年
B ランク	中級会計事務員（責任者補佐として、主に現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の記帳、決算書類の作成などの仕事に従事する）	1,610～	≧	1,603	3年
C ランク	初級会計事務員（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、主に現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の記帳、決算書類の作成などの仕事に従事する）	1,270～		1,262	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【039生産関連事務の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	生産現場事務員 ※1	職業安定業務統計	1,177	1,365	1,463	1,495	1,565	1,758	2,110
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,164	1,350	1,447	1,479	1,548	1,739	2,087
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,222	1,418	1,519	1,553	1,625	1,826	2,191

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【039生産関連事務の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員（統括責任者として、生産・工程管理、記録などに関する事務仕事に従事し、技術指導も行う）	1,830～	≧	1,826	10年
B ランク	中級生産関連事務員（責任者補佐として、生産・工程管理、記録などに関する事務仕事に従事する）	1,560～		1,553	3年
C ランク	初級生産関連事務員（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、生産・工程管理、記録などに関する事務仕事に従事する）	1,230～		1,222	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【040営業・販売関連事務の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	営業・販売関連事務 の職業 ※1	職業安定業務統計	1,205	1,398	1,498	1,530	1,603	1,800	2,161
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,192	1,383	1,482	1,513	1,585	1,780	2,137
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,251	1,452	1,556	1,589	1,665	1,869	2,244

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【040営業・販売関連事務の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級営業・販売事務員（統括責任者として、営業活動に伴う見積書・納品書・請求書などの書類の作成、通関書類の作成およびインプット作業などの仕事に従事し、技術指導なども行う）	1,870～		1,869	10年
B ランク	中級営業・販売事務員（責任者補佐として、営業活動に伴う見積書・納品書・請求書などの書類の作成、通関書類の作成およびインプット作業などの仕事に従事する）	1,590～	≧	1,589	3年
C ランク	初級営業・販売事務員（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、営業活動に伴う見積書・納品書・請求書などの書類の作成、通関書類の作成およびインプット作業などの仕事に従事する）	1,260～		1,251	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【075機械整備・修理工】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	機械整備・修理工 ※1	職業安定業務統計	1,183	1,372	1,470	1,502	1,573	1,767	2,121
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,170	1,357	1,454	1,486	1,556	1,748	2,098
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,229	1,425	1,527	1,560	1,634	1,835	2,203

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【075機械整備・修理工】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械整備・修理工（統括責任者として、工具の定期検査および修理などの作業に従事する）	1,850～		1,835	10年
B ランク	中級機械整備・修理工（責任者補佐として、工具の定期検査および修理などの作業に従事する）	1,570～	≒	1,560	3年
C ランク	初級機械整備・修理工（責任者指揮のもと、マニュアルに沿って、工具の定期検査および修理などの作業に従事する）	1,240～		1,229	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記

【076製品検査工（金属製品）】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	その他の製品検査工 の職業 ※1	職業安定業務統計	1,114	1,292	1,385	1,415	1,482	1,664	1,997
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,102	1,278	1,370	1,400	1,466	1,646	1,975
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,157	1,342	1,438	1,470	1,539	1,728	2,074

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【076製品検査工（金属製品）】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

（兵庫：龍野）

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 （※1）		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 （※2）	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級製品検査工（金属製品）（統括責任者として、目視または測定機器などを用いて、金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事する）	1,730～		1,728	10年
B ランク	中級製品検査工（金属製品）（責任者補佐として、目視または測定機器などを用いて、金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事する）	1,470～	≧	1,470	3年
C ランク	初級製品検査工（金属製品）（責任者指揮のもと、マニュアルに沿って、目視または測定機器などを用いて、金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事する）	1,160～		1,157	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記

【004-01自然科学系研究者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	自然科学系研究者の 職業 ※1	職業安定業務統計	1,335	1,549	1,659	1,695	1,776	1,994	2,394
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,320	1,532	1,641	1,676	1,757	1,972	2,368
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,387	1,609	1,723	1,760	1,844	2,071	2,486

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【004-01自然科学系研究者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級工学研究者（試験場などにおいて、統括責任者として、主に製品の開発および技術上の改良を目的とした基礎的・応用的な試験などの仕事に従事する）	2,080～	≧	2,071	10年
B ランク	中級工学研究者（試験場などにおいて、責任者補佐として、主に製品の開発および技術上の改良を目的とした基礎的・応用的な試験などの仕事に従事する）	1,760～		1,760	3年
C ランク	初級工学研究者（試験場などにおいて、責任者指揮のもと、マニュアルに沿って、主に製品の開発および技術上の改良を目的とした基礎的・応用的な試験などの仕事に従事する）	1,390～		1,387	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記

【006-05輸送用機器開発技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	輸送用機器開発技術者 ※1	職業安定業務統計	1,174	1,362	1,459	1,491	1,561	1,754	2,105
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,161	1,347	1,443	1,475	1,544	1,735	2,082
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,219	1,415	1,515	1,548	1,621	1,822	2,186

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【006-05輸送用機器開発技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級輸送用機器開発技術者（統括責任者として、輸送用機器開発に従事し、作業工程管理や技術指導なども行う）	1,890～		1,822	10年
B ランク	中級輸送用機器開発技術者（責任者補佐として、輸送用機器開発に従事する）	1,610～	≧	1,548	3年
C ランク	初級輸送用機器開発技術者（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、輸送用機器開発に従事する）	1,250～		1,219	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【007-04機械製造技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,252	1,452	1,556	1,590	1,665	1,870	2,245
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,238	1,436	1,539	1,573	1,647	1,850	2,220
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,300	1,508	1,616	1,651	1,729	1,942	2,332

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【007-04機械製造技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械製造技術者（統括責任者として、各種の機械器具、機械設備を製造するため、高度な製造工程の設計・改造に従事し、技術指導なども行う）	2,020～	≧	1,942	10年
B ランク	中級機械製造技術者（責任者補佐として、各種の機械器具、機械設備を製造するため、中程度の難易度の製造工程の設計・改造に従事する）	1,660～		1,651	3年
C ランク	初級機械製造技術者（責任者指揮のもと、各種の機械器具、機械設備を製造するため、簡易な製造工程の設計・改造に従事する）	1,300～		1,300	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記

【008-02建築施行管理技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	建築施工管理技術者の職業 ※1	職業安定業務統計	1,467	1,702	1,823	1,863	1,951	2,192	2,630
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,451	1,683	1,803	1,843	1,930	2,168	2,601
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,524	1,768	1,893	1,935	2,026	2,276	2,731

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【008-02建築施行管理技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級建築施工管理技術者の職業（統括責任者として、工場などの建築・改修工事において、施工計画や作業の指導・監督、工程管理、安全管理などの技術的な仕事に従事する）	2,280～		2,276	10年
B ランク	中級建築施工管理技術者の職業（責任者補佐として、工場などの建築・改修工事において、施工計画や作業の指導・監督、工程管理、安全管理などの技術的な仕事に従事する）	1,940～	≧	1,935	3年
C ランク	初級建築施工管理技術者の職業（責任者指揮のもと、マニュアルに沿って、工場などの建築・改修工事において、施工計画や作業の指導・監督、工程管理、安全管理などの技術的な仕事に従事する）	1,530～		1,524	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記

【008-06土木技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	土木技術者 ※1	職業安定業務統計	1,575	1,827	1,958	2,000	2,095	2,353	2,824
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,558	1,807	1,937	1,978	2,072	2,327	2,793
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,636	1,897	2,033	2,077	2,176	2,444	2,933

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【008-06土木技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級土木技術者（統括責任者として、土木施設の建設・改修などに関する計画・設計・工事監理・技術指導などの技術的な仕事に従事する）	2,450～		2,444	10年
B ランク	中級土木技術者（責任者補佐として、土木施設の建設・改修などに関する計画・設計・工事監理など、中程度の難易度の仕事に従事する）	2,080～	≒	2,077	3年
C ランク	初級土木技術者（責任者指揮のもと、土木施設の建設・改修などに関する計画・設計・工事監理など簡易な仕事に従事する）	1,640～		1,636	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記

【011-99他に分類されない技術の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	労働安全衛生技術者 ※1	職業安定業務統計	1,253	1,453	1,557	1,591	1,666	1,872	2,247
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,239	1,437	1,540	1,574	1,648	1,852	2,222
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,301	1,509	1,617	1,652	1,730	1,944	2,334

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【011-99他に分類されない技術の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級労働安全衛生技術者（統括責任者として、労働安全衛生業務に従事し、技術指導なども行う）	1,950～		1,944	10年
B ランク	中級労働安全衛生技術者（責任者補佐として、労働安全衛生業務に従事する）	1,690～	≧	1,652	3年
C ランク	初級労働安全衛生技術者（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、労働安全衛生業務に従事する）	1,320～		1,301	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【033-02人事事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	受付・案内事務員※ 1	職業安定業務統計	1,297	1,505	1,612	1,647	1,725	1,938	2,326
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,283	1,489	1,594	1,629	1,706	1,917	2,301
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,347	1,563	1,674	1,710	1,792	2,013	2,416

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【033-02人事事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級人事事務員（統括責任者として、労務全般業務に来訪者に従事し、技術指導なども行う）	2,020～		2,013	10年
B ランク	中級人事事務員（責任者補佐として、労務全般業務に従事する）	1,710～		1,710	3年
C ランク	初級人事事務員（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、労務全般業務に従事する）	1,350～		1,347	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【034-01一般事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,070	1,241	1,330	1,359	1,423	1,599	1,919
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,124	1,303	1,397	1,427	1,494	1,679	2,015

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【034-01一般事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員 (A I 関係等高度なプログラム言語を用いた事務)	1,750～	≧	1,679	10年
B ランク	中級一般事務員 (Webアプリ作成等の用いた中程度の難易度の事務)	1,450～		1,427	3年
C ランク	初級一般事務員 (Excelのマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた事務)	1,130～		1,124	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記

【034-03受付・案内事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	受付・案内事務員※ 1	職業安定業務統計	1,113	1,291	1,383	1,414	1,480	1,663	1,996
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,101	1,277	1,368	1,399	1,464	1,645	1,974
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,156	1,341	1,436	1,469	1,537	1,727	2,073

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【034-03受付・案内事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級受付・案内事務員（統括責任者として、来訪者の応接・案内などに従事し、シフト管理や接客に関する技術指導なども行う）	1,760～	≧	1,727	10年
B ランク	中級受付・案内事務員（責任者補佐として、来訪者の応接・案内などに従事する）	1,470～		1,469	3年
C ランク	初級受付・案内事務員（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、来訪者の応接・案内などに従事する）	1,160～		1,156	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【038-03経理事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	経理事務員 ※1	職業安定業務統計	1,208	1,401	1,502	1,534	1,607	1,805	2,166
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,195	1,386	1,486	1,517	1,589	1,785	2,142
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,255	1,455	1,560	1,593	1,669	1,875	2,249

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【038-03経理事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級経理事務員（統括責任者として、各種経理事務の仕事や人材育成にも従事する）	1,880～	≒	1,875	10年
B ランク	中級経理事務員（責任者補佐として、各種経理事務の仕事に従事する）	1,600～		1,593	3年
C ランク	初級経理事務員（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、仕訳伝票の起票など簡易な経理事務の仕事に従事する）	1,260～		1,255	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記

【039-01生産現場事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	生産現場事務員 ※1	職業安定業務統計	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,178	1,367	1,464	1,496	1,567	1,760	2,112
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,237	1,435	1,537	1,571	1,645	1,848	2,217

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【039-01生産現場事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産現場事務員（統括責任者として、生産・工程管理、記録などに関する事務仕事に従事し、技術指導も行う）	1,910～		1,848	10年
B ランク	中級生産現場事務員（責任者補佐として、生産・工程管理、記録などに関する事務仕事に従事する）	1,580～	≧	1,571	3年
C ランク	初級生産現場事務員（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、生産・工程管理、記録などに関する事務仕事に従事する）	1,240～		1,237	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【071-08鉄工・製缶工】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	鉄工・製缶工 ※1	職業安定業務統計	1,183	1,372	1,470	1,502	1,573	1,767	2,121
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,170	1,357	1,454	1,486	1,556	1,748	2,098
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,229	1,425	1,527	1,560	1,634	1,835	2,203

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【071-08鉄工・製缶工】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級鉄工・製缶工（統括責任者として、原寸図面の作成から曲げ、組立、接合、はつりなどの作業に従事し、技術指導も行う）	1,900～		1,835	10年
B ランク	中級鉄工・製缶工（責任者補佐として、原寸図面の作成から曲げ、組立、接合、はつりなどの作業に従事する）	1,560～	≧	1,560	3年
C ランク	初級鉄工・製缶工（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、原寸図面の作成から曲げ、組立、接合、はつりなどの作業に従事する）	1,230～		1,229	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【071-08鉄工・製缶工】 【532鉄工・製缶工】

【071-11めっき工・金属研磨工】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	めっき工・金属研磨 工 ※1	職業安定業務統計	1,124	1,304	1,397	1,427	1,495	1,679	2,015
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,112	1,290	1,382	1,411	1,479	1,661	1,993
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,167	1,354	1,451	1,482	1,553	1,744	2,093

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【071-11めっき工・金属研磨工】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級めっき工・金属研磨工（統括責任者として、主にめっき前の脱脂・酸洗い・研磨・洗浄などの仕事に従事し、作業工程管理や技術指導なども行う）	1,790～		1,744	10年
B ランク	中級めっき工・金属研磨工（責任者補佐として、主にめっき前の脱脂・酸洗い・研磨・洗浄などの仕事に従事する）	1,520～	≧	1,482	3年
C ランク	初級めっき工・金属研磨工（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、主にめっき前の脱脂・酸洗い・研磨・洗浄などの仕事に従事する）	1,190～		1,167	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【071-13金属溶接・溶断工】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	金属溶接・溶断工 ※1	職業安定業務統計	1,203	1,395	1,495	1,528	1,600	1,797	2,157
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,190	1,380	1,479	1,511	1,582	1,777	2,133
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,249	1,449	1,553	1,587	1,662	1,866	2,240

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【071-13金属溶接・溶断工】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級金属溶接・溶断工（製作図面を理解し、高度な金属の接合、切断する作業及び技術指導に従事する）	1,890～	≧	1,866	10年
B ランク	中級金属溶接・溶断工（責任者補佐として、製作図面を理解し、高度な金属の接合、切断する作業に従事する）	1,590～		1,587	3年
C ランク	初級金属溶接・溶断工（責任者指揮のもと、製作図面を理解し、簡易な金属の接合、切断する作業に従事する）	1,250～		1,249	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【071-99その他の製品製造・加工処理工】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製品製造・ 加工処理工 ※	職業安定業務統計	1,154	1,339	1,434	1,466	1,535	1,724	2,069
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,141	1,324	1,418	1,450	1,518	1,705	2,046
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,199	1,391	1,489	1,522	1,594	1,790	2,149

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【071-99その他の製品製造・加工処理工】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級製品製造・加工処理工（統括責任者として、金属の切断及びその他金属製品の製造・加工処理の仕事に従事し、技術指導も行う）	1,820～		1,790	10年
B ランク	中級製品製造・加工処理工（責任者補佐として、金属の切断及びその他金属製品の製造・加工処理の仕事に従事する）	1,550～	≧	1,522	3年
C ランク	初級製品製造・加工処理工（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い、金属の切断及びその他金属製品の製造・加工処理の仕事に従事する）	1,200～		1,199	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【075-01はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工 ※1	職業安定業務統計	1,188	1,378	1,477	1,509	1,580	1,775	2,130
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,175	1,363	1,461	1,493	1,563	1,756	2,107
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,234	1,431	1,534	1,567	1,641	1,843	2,212

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【075-01はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工（統括責任者として、生産現場において機械・装置などの各種の生産設備を保全・整備する作業に従事する）	1,850～	≒	1,843	10年
B ランク	中級はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工（責任者補佐として、生産現場において機械・装置などの各種の生産設備を保全・整備する作業に従事する）	1,570～		1,567	3年
C ランク	初級はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工（責任者指揮のもと、マニュアルに沿って、生産現場において機械・装置などの各種の生産設備を保全・整備する作業に従事する）	1,240～		1,234	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【085-99その他の乗用車運転の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	その他の乗用自動車 運転の職業 ※1	職業安定業務統計	1,134	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,122	1,301	1,395	1,424	1,492	1,675	2,011
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,178	1,366	1,464	1,496	1,566	1,759	2,111

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【085-99その他の乗用車運転の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の乗用車運転の職業 (責任者として業務を統括する)	1,760～	≧	1,759	10年
B ランク	中級その他の乗用車運転の職業 (責任者補佐として業務の取りまとめを行う)	1,500～		1,496	3年
C ランク	初級その他の乗用車運転の職業 (責任者指揮のもと業務マニュアル従い運転業務に従事する)	1,180～		1,178	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【095-04梱包作業員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	梱包作業員 ※1	職業安定業務統計	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,098	1,274	1,365	1,395	1,460	1,640	1,968
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,153	1,338	1,433	1,464	1,533	1,722	2,067

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【095-04梱包作業員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級梱包作業員（作業工程管理や技術指導などに従事し、責任者として作業全般を統括する）	1,730～	≧	1,722	10年
B ランク	中級梱包作業員（作業工程管理や技術指導などに従事し、責任者補佐として作業に従事する）	1,470～		1,464	3年
C ランク	初級梱包作業員（責任者指揮のもと業務マニュアルに従い作業に従事する）	1,160～		1,153	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【096-01ビル・建物清掃員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給・賞与・退職金の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ビル・建物清掃員 ※1	職業安定業務統計	1,094	1,269	1,360	1,389	1,455	1,634	1,962
2	地域調整 ※2	(兵庫：龍野) 98.9	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,616	1,941
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,136	1,318	1,412	1,443	1,511	1,697	2,038

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【096-01ビル・建物清掃員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(兵庫：龍野)

等級	職務の内容	月額を時給換算した金額 (※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級ビル・建物清掃員（統括責任者として清掃作業に従事し、シフト管理や技術指導も行う）	1,700～	≧	1,697	10年
B ランク	中級ビル・建物清掃員（責任者補佐として清掃作業に従事する）	1,450～		1,443	3年
C ランク	初級ビル・建物清掃員（責任者指揮のもと、業務マニュアルに従い清掃作業に従事する）	1,140～		1,136	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給（月額を時給換算した金額）を記載

※2 別表1の0年，3年，10年の3行目の数値を転記